国民健康保険税 を改正

11税率を改正

国民健康保険は、被保険者の皆さんにご負担いただく保険 税と国の補助金等によって運営されていますが、年々増加す る医療費を賄い、健全な運営を図るため、税率を改正しました。

■改正後の税率は次のとおりです。

医	療	分	改正前	改正後
所	得	割	6.9/100	7.8/100
資	産	割	19/100	19/100
均	等	割	25,500円/人	26,500円/人
平	等	割	22,000円/世帯	22,500円/世帯

介	護	分	改正前	改正後
所	得	割	1.7/100	1.83/100
資	産	割	2.8/100	2.8/100
均	等	割	9,100円/人	9,300円/人
亚	等	割	6.700円/世帯	6.800円/世帯

2 医療給付費に係る課税限度額を引き上げ

医療分に係る課税限度額が53万円から56万円に引き 上げられました。介護分については、限度額の変更は ありません。(限度額9万円)

63公的年金等控除の見直しに伴う経過措置

公的年金控除の見直しに伴い、国民健康保険税負担 が増加する高齢者に配慮するため、①昭和15年1月1 日以前生まれの方で、②平成17年度の個人住民税の算 定にあたり公的年金等控除の適用があった方は、所得 割算定基礎より、平成19年度は7万円を控除します。 (この措置は、平成19年度のみの適用となります。)

《平成19年度所得割算定基礎計算方法》

[公的年金収入-公的年金控除-経過措置7万円] +年金所得以外の所得-基礎控除33万円 =所得割算定基礎額

※〔〕内がマイナスのときは〔〕内の金額は0となります。

税率改正前後の試算額

例 夫婦と子ども2人 計4人加入

●夫の所得資産 営業所得 200万円 (所得割算定基礎額

200万-33万=167万)

固定資産税 10万円

妻・子どもの所得資産はなし 夫婦は40歳以上65歳未満で 介護2号被保険者とする

> 改正前 年税額 314,200円 改正後 年税額 336,400円

336,400-314,200=22,200 月々 約1.850円の増額

改正前

	医療	介護
所得割	(167万×6.9%) 115,230	(167万×1.7%) 28,390
資産割	(10万×19%) 19,000	(10万×2.8%) 2,800
均等割	(25,500×4名) 102,000	(9,100×2名) 18,200
平等割	22,000	6,700
	258,230	56,090 ←
	258,200	56,000
年税額	314,200円	

100円未満切捨

改正後

	医療	介護
所得割	(167万×7.8%)	(167万×1.83%)
기 (국왕)	130,260	30,561
資産割	(10万×19%) 19,000	(10万×2.8%) 2,800
	(26,500×4名)	(9,300×2名)
均等割	106,000	18,600
平等割	22,500	6,800
	277,760	58,761 ←
	277,700	58,700
年税額	336,400円	

100円未満切捨

例 夫婦2人 加入

夫の所得資産

年金収入 260万円

18年度(所得割算定基礎額 260万-120万-13万-33万=94万) 19年度(所得割算定基礎額 260万-120万-7万-33万=100万) 固定資産税 10万円

妻の所得資産

70万円(所得割算定基礎額 70万-120万=0) 年金収入 固定資産税 なし

※夫婦は65歳以上で、介護分は年金より特別徴収とする。

※夫は公的年金控除等見直しに伴う 経過措置(平成18年度 13万円、19年度 7万円)の対象者とする。

改正前 年税額 156,800円 改正後 年税額 172,500円

172,500-156,800=15,700 月々 約1,308円の増額

改正前

	医療
所得割	(94万×6.9%) 64,860
資産割	(10万×19%) 19,000
均等割 平等割	(25,500×2名) 51,000 22,000
年税額	156,860 ← 156,800 156,800円
	100円未満切捨

改正後

	医療
所得割	(100万×7.8%) 78,000
資産割	(10万×19%) 19,000
均等割	(26,500×2名) 53,000
平等割	22,500
	172,500 ←
	172,500
年税額	172,500円
	100円未満切捨